

第 848 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 848 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 848 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 8 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 6 年 8 月 20 日(火) 午後 1 時 30 分から 午後 3 時 10 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条及び第 5 条に係る許可処分取消しについて

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について（議事参与）

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
（議事参与）

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 10 議案第 7 号 公売農地等に係る買受適格証明書の交付の決定について（議事参与）

日程第 11 議案第 8 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について

日程第 12 議案第 9 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について（議事参与）

日程第 13 議案第 10 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について（議事参与）

4 出席委員 （12 名）

1 番 蒲生庄平 君	2 番 若菜千穂 君	3 番 大沼仁志 君
4 番 鈴木芳勝 君	5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君
7 番 菅川 正 君	8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君
10 番 佐藤廣志 君	11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君

5 欠席委員 な し

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

事務局次長 藤根あけみ 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 848 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

委員の改選から 1 年が過ぎました。新しく委員になられた皆さんもだいぶこの会議に慣れたのではないかと思います。お盆も過ぎましたが、全国各地では危険な暑さが続いております。また今年も台風の影響による大雨、洪水の被害も各地で発生しております。先日の台風 5 号では短時間でしたが急に大雨と強い風が吹き大変驚きました。皆様の地域では被害はございませんでしたか。これから秋の収穫期を迎えることとなりますが、何事もなく無事に収穫できることを願っています。

われわれ農業委員の活動は年単位と月単位で動いているわけです。農地利用の最適化という面からみれば終わりのない活動と言えると思います。ぜひ各地域の農地情報を共有し活動に役立てていただきたいと思います。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第 9 条により、会長が議長に任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案 1 ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において7番 菅川正委員、8番 高橋伸夫委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が18件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第2号 農地法第4条及び第5条に係る許可処分の取消しについて

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が17件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

次に議案6ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条及び第5条に係る許可処分の取消しが1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案7ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明

します。

お手元に配布した農地法関係調査資料 1 ページからを併せてご覧ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、8 月 16 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番(佐藤廣志君)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号 1 番は、譲渡人が相続で取得した実家の居宅と周辺農地を処分するものです。また、譲受人は非農家ではありますが、野菜作りに興味を持ち、自家用野菜を作付けするため農地を購入するものです。夫婦 2 人は野菜作りへの意欲があり、適正に管理されることが見込まれます。

付議番号 2 番と 3 番は■■■■■■■■■■が農地を購入するものです。付議番号 2 番と 3 番の農地は隣接しており、2 番の所有者が居宅と農地を処分するため、3 番の所有者も併せて売り渡すものです。譲受人は、南日詰でシイタケ栽培している認定農業者です。令和 6 年 3 月に事業拡大のため、古館地区にある農業用施設と農地を取得しています。同法人は町の青年就農給付金を受けて事業開始した農業者が栽培の中心となり、経営改善計画を提出していますが、さらに人員を増員して、シイタケ栽培の事業拡大を図る予定です。同法人は、認定農業者として経営計画が遂行されており、地域の担い手として期待されております。

農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとの意見となりました。

以上が審議経過です。

○議長(岡市充司君)

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案8ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。農地法関係調査資料は7ページから10ページに図面を掲載しております。

（議案書朗読）

本案件につきましては、8月16日の農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は8月26日に公告予定です。本会のご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番と2番の譲受人は農家を廃業したため、農地を処分するものであり、現在の耕作者が農地を引き受けるものです。譲受人はいずれも大農機具を所有しており、地域の生産組合の協力も得られることから、これまで同様、良好な耕作管理がされると思われます。

付議番号3番と4番は、議案第1号の付議番号2番、3番と同様の理由で農地を取得するものであり、農業振興地域内の農地を取得するものです。譲受人である法人は地域の担い手として、適正な耕作管理がされるものと判断いたしました。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 6 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案 10 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 12 ページからとなります。申請件数は 1 件です。

（議案書朗読）

以上の案件につきまして 8 月 16 日に現地調査を実施しております。調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

7 番委員。

○7 番（菅川正君）

議案第 3 号の現地調査についてご報告します。8 月 16 日に齊藤秋男推進委員、作山剛推進委員、事務局と私の 4 人で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

付議番号 1 番は、彦部字機織にある畑地を廃品、スクラップの資材置き場にするもので、加えて鉄板、U 字構の敷設、廃油の処理においても適切であり、景観についてはやや難があるものの周辺への影響はなく、問題なしと見てまいりました。以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について（議事

参与)は、■■■が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できませんので、退席いたします。議長を11番 工藤会長職務代理者に交代いたします。

工藤会長職務代理者、お願いいたします。

(■■■■ 退席、工藤会長職務代理者 着席)

○議長(工藤姫子君)

ただいま■■■が退席いたしましたので、会長職務代理者として議長となり、議事を整理します。

それでは議題に入ります。

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長(藤根あけみ君)

議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案11ページをご覧ください。調査資料も11ページになります。

(議案書朗読)

本案件につきましては、8月16日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長(工藤姫子君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

7番委員。

○7番(菅川正君)

議案第4号につきまして現地調査の結果を報告いたします。期日等につきましては、先ほどと同様でありますので省略いたします。

付議番号1番は、平沢字四折にある■■■■氏の居宅が越境しているもので、問題なしと見てまいりました。

○議長(工藤姫子君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(工藤姫子君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(工藤姫子君)

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定(議事参与)については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(工藤姫子君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（工藤姫子君）

日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について（議事参与）、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に、■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで引き続き退席となります。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について（議事参与）をご説明します。議案12ページをご覧ください。調査資料は15ページ16ページになります。

（議案書朗読）

本案件につきまして、8月16日に現地調査を実施しております。案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（工藤姫子君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川正君）

議案第5号の現地調査のご報告をいたします。

付議番号1番は、平沢の宅地に隣接する農地に、住宅を建て使用貸借するもので、周辺への影響はなく問題なしと思われれます。以上です。

○議長（工藤姫子君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（工藤姫子君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（工藤姫子君）

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について（議事参与）は、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（工藤姫子君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（工藤姫子君）

■■■■の復席を求めます。

それでは、議長を交代いたします

（■■■■ 復席、工藤会長職務代理者 自席へ）

○議長（岡市充司君）

議事参与の制限により退席しておりましたが、再度、■■が議長の職を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

日程第9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案13ページをご覧ください。調査資料は18ページからになります。

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきまして、8月16日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川正君）

議案第6号の現地調査の結果を報告します。

付議番号1番は、宅地に接した農地に住宅を建てるもので、作物の生育に影響を与えるものではありません。

付議番号2番は、古館中島の畑地、住宅に隣接する場所に、倉庫兼作業所を建設するものです。周辺への影響は考えにくく特に問題はないと思われれます。

付議番号3番は、桜町の畑地で周辺は住宅に囲まれている場所に共同住宅を建設するもので問題ないと思われれます。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 公売農地等に係る買受適格証明書の交付の決定について（議事参与）、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に、■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 14 ページをご覧ください。議案第 7 号、公売農地等に係る買受適格証明書の交付の決定について（議事参与）のご説明をいたします。農地法第 3 条の規定による権利取得者として適格である旨の証明の交付についてご審議いただくものです。農地法関係調査資料は 28 ページになります。

（議案書朗読）

公売農地の入札につきましては、入札参加資格として当農業委員会から農地所有適格者である旨の証明が必要であり、さらに願出者が落札者となった場合は農地法第 3 条の規定により許可申請書が交付され農地の権利移転が行われます。農地所有適格者及び公売落札者になった場合の所有権移転の許可についてご審議願います。

本案件につきましては、8 月 16 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、菅川小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7 番委員。

○7 番（菅川正君）

農地調整小委員会の審議についてご報告します。

付議番号 1 番の■■委員は、経営面積約 4 ヘクタールを経営しており、地域の中心となる経営体であることから、取得する農地について良好な耕作管理が期待できるものです。以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 7 号 公売農地等に係る買受適格証明書の交付の決定について（議事参与）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 7 号は、原案のとおり決定いたしました。

なお、本案の今後の事務処理方法についてお諮りいたします。

本案の願い出者が公売等により落札者または落札予定者となり、農地法第3条の規定による許可申請書が当農業委員会に提出された場合、農業委員会会長が当該買受適格証明願の受付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とし、許可証を交付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。本案については、ただいまお諮りしたとおりの方法により処理することに決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。再開は午後2時45分とします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

（農政課 入室）

○議長（岡市充司君）

休憩以前にもどり、会議を再開いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第11 議案第8号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

議案15ページをご覧ください。

ただいま議題となりました紫波農業振興地域整備計画の変更について、町長から農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議をお願いします。

なお、本日説明員として農政課の畠山主任が出席しておりますので、詳細について説明をお願いします。

○農政課主任（畠山貴大君）

議案第8号紫波農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

（議案書朗読：概要説明及び議事参与を除く案件について説明）

○議長（岡市充司君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 8 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、変更案に異議なしと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 8 号の意見については、変更案に異議なしと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 12 議案第 9 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について（議事参与）、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

議案 16 ページをご覧ください。

紫波農業振興地域整備計画の変更について（議事参与）も、町長から農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議をお願いします。

詳細について、農政課から説明をお願いします。

○農政課主任（畠山貴大君）

ご説明いたします。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 9 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について（議事参与）は、変更案に異議なしと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 9 号の意見については、変更案に異議なしと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第 13 議案第 10 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について（議事参与）、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

議案 17 ページをご覧ください。

紫波農業振興地域整備計画の変更について、町長から農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議をお願いします。

詳細について、農政課から説明をお願いします。

○農政課主任（畠山貴大君）

ご説明いたします。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 10 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について（議事参与）は、変更案に異議なしと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 10 号の意見については、変更案に異議なしと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 848 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 10 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員